



協会けんぽ

沖縄支部からのお知らせ



2026年
7月号

職場内で回覧・掲示を
お願いします

健康づくりの
取組のきっかけに!

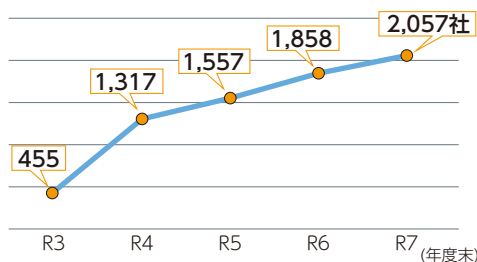
うちなー健康経営宣言

「うちなー健康経営宣言」登録事業所が増えています

沖縄県の課題である「働き盛り世代の健康づくり」に取り組むため、沖縄県をはじめとする関係機関5者で、事業所の健康経営®の取組を支援する「うちなー健康経営宣言」事業を推進しています。沖縄県内においても、健康づくりの機運は年々高まってきており、「うちなー健康経営宣言」の登録事業所数は2,057社まで拡大しています。(令和8年3月末時点)

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

うちなー健康経営宣言事業所数



健康経営を実践することのメリット

- 労働生産性の向上
- 組織の活性化
- 企業イメージアップ
- 優秀な人材の獲得と定着
- 保健師、管理栄養士による健康講話や各種教材の貸し出し(無料)
- 禁煙サポート事業参加によるニコチンパッチの補助(4週間分)※

※沖縄支部のみの限定メニューとなります



Topic まだ登録していない事業所様はぜひこの機会にご登録を!!

沖縄県(土木建築部)では、建設業29業種のうち、特定の5業種(土木、建築、電気、管、ほ装)について、建設業者の施工能力に応じた発注を行うため、2年ごとに等級格付を行っています。

この格付の審査における沖縄県独自の評価項目に、「うちなー健康経営宣言の登録(+5点)」が加点要素として盛り込まれています。

宣言の流れは以下のとおり

1 申請書を提出

協会けんぽ沖縄支部ホームページ(右下の二次元コードより遷移できます)から、申請書をダウンロードして記入し、メールまたはFAXで提出

メール: 沖縄労働局あて
FAX: 協会けんぽ沖縄支部あて



2 健康づくりに取り組む

申請書提出後、沖縄県知事名による『宣言証』が発行されます。社内に掲示して社内外にアピールするとともに、社内での健康づくりの機運を高めましょう。

また、自社で決定した取組内容を確認し、健康づくりの取組をスタートさせましょう!



3 アドバイスとフィードバック

●保健師や管理栄養士などの専門スタッフが、取組をサポートします。お困りの際は、お気軽にご相談ください。

●毎年、自社の健康度がわかる「事業所カルテ※」を発行します。従業員の健康状況を把握するとともに、健康課題に応じて今後の取組に活用しましょう。

※被保険者数等によっては提供できない場合があります。

うちなー健康経営宣言について、詳しくは右の二次元コードからHPをご覧ください。

申請書様式や記入例、うちなー健康経営宣言事業所様の一覧(定期的に更新)を公開しております。



はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術について、**一定の要件を満たす場合は**、「療養費」として健康保険の対象となります。なお、健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。

要件 はり・きゅうの場合

- ①対象となる傷病であること
神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症
- ②医師がはり・きゅうの施術に同意していること（初回申請時に、医師の同意書添付）
- ③医師による適当な治療手段がないこと

要件 あん摩・マッサージの場合

医師があん摩・マッサージの施術に同意していること（初回申請時に、医師の同意書添付）

※筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的として、あん摩・マッサージの施術が必要と医師が同意している場合に限りです。

したがって、疲労回復や慰安目的などのマッサージは健康保険の対象となりません。

■受診する際は、次のことに気をつけましょう（チェックリスト）

- ✓療養費支給申請書（手続書類）の内容をよく確認し、必ず自分で記入または捺印しましょう。
- ✓領収証を必ずもらいましょう。
- ✓健康保険を使って継続して「はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術」を受けるには、6ヵ月ごとに医師による同意書が必要です。

◎健康保険の対象となるか調査が必要と判断される場合、協会けんぽから受診者の方へ治療内容などについて文書等で照会をさせていただく場合があります。照会がありましたら、回答書をご記入のうえ返信いただきますようお願いいたします。

はり・きゅう、
あん摩・マッサージ
についてはこちら



各種申請がオンラインでもっと手軽に

令和8年1月13日より、協会けんぽの各種申請について、電子申請が可能になりました！
電子申請で郵送の手間・時間・費用を削減！ 電子申請のご利用は協会けんぽホームページまたは「けんぽアプリ」から！ ※ご利用にはマイナンバーカードの取得とマイナポータルアプリのインストールが必要です。



医療を受けるならマイナ保険証で♪ マイナ保険証の4つのメリット

- ✓過去の受診情報を踏まえた医療
- ✓確定申告の医療費控除申請もカンタン
- ✓手続きなしで高額な窓口負担が不要
- ✓救急時、適切な応急処置・病院選定に活用



沖縄県のマイナ保険証利用率は**全国最下位**（50.71%（※））（令和7年12月）

まずは1度使ってみてください！ 便利でより良い医療が受けられます！！

※厚生労働省社会保障審議会
医療保険部会資料より



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ

全国健康保険協会 沖縄支部

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okinawa/>

沖縄支部
ホームページ



けんぽアプリ



LINE
友だち募集



※各種申請は電子申請
または郵送でお手続
ができます。

※申請書は協会けんぽ
のホームページから
ダウンロードできます。

〒900-8512

※この郵便番号は個別番号であるため、
宛先住所の記入が省略できます。

☎098-951-2211（代表）

受付時間/8:30～17:15（土日祝日・年末年始を除く）